報告第１号

委任専決処分をしたものについて

養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において訴訟上の和解に代わる決定がなされたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和２年２月27日提出

養父市長　　広　瀬　　栄

１　事件番号及び事件名

令和元年（ハ）[redacted]　　養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件

２　和解の相手方

[redacted]

３　決定条項

(1) 被告は、原告に対し、本件債務として59,000円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前号の金員を次のとおり分割して、原告方に持参又は送金して支払う。

ア　令和２年１月から令和２年11月まで毎月20日限り　5,000円ずつ

イ　令和２年12月20日限り　4,000円

(3) 被告が前号の分割金の支払を怠り、その金額が10,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第１号の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。

(4) 原告は、その余のケーブルテレビジョン利用料に関する請求を放棄する。

(5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本決定条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

４　専決番号、専決年月日及び専決事項

専決第２号　　令和２年１月23日　　和解に代わる決定について